別紙7 医薬品GMP省令、再生医療等製品GMP省令及び医療機器等GMP省令の点検表 1. 医薬品GMP省令点検表

製造所所在地									
製造所名称									
製造業許可期間		年	月	日~	年	月	目		
製造業許可証番号	製造	薬		第		号			
製造業許可区分									
製造工程区分(区分適合性 調査の場合に限る。)									
点検に係る品目(区分適合 性調査の場合を除く。)									
点検年月日			点相	倹者氏名					

(総則)				
該当条文	項目	適	不適	備考
第3条第1項	製造管理者の管理の下に製造管理責任者及び品質管理責任者 が置かれているか			
第3条第2項	品質管理部門は製造管理部門から独立しているか			
第3条第3項	製造管理者責任者は品質管理責任者を兼ねていないか			
第3条第4項	生物由来製品以外の生物学的製剤の製造所の医薬品製造管理者又は製造管理責任者は医師、獣医師、細菌学的知識を有する者その他の技術者か			
第4条第1項 第1号	製造管理者は、製造管理責任者、品質管理責任者を統括しているか			
第4条第1項 第2号	製造管理者は、苦情処理、回収処理及び自己点検に関する 業務を行っているか			
第4条第2項	製造管理者が業務を遂行するに当たり支障を生ずることが ないようにしているか			
第5条	品目ごと及び製造所ごとに適正な製品標準書を作成してい るか			
(製造管理)				
第6条	製造所ごとに適正な製造管理基準書を作成しているか			

	製造所ごとに適正な製造衛生管理基準書を作成しているか			
第7条第1号	製造管理責任者は適正な製造指図書を作成しているか			
第7条第2号	製造管理責任者は次に掲げる業務を自ら行っているか又はあ 者に適切に行わせているか	らか	じめ指	定した責任
	イ 製造指図書に基づき製品を製造しているか			
	ロ ロットごとに製造に関する記録を作成しているか			
	ハ 製品の表示及び包装についてロットごとにそれが適 正である旨を確認し、その記録を作成している か			
	ニ 原料及び製品についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに、適正に保管し、出納し、その記録を作成しているか			
	ホ 構造設備の清浄を確認し、その記録を作成している か			
	へ 構造設備を定期的に点検整備し、その記録を作成しているか			
	ト 作業員の衛生管理を行い、その記録を作成している か			
	チーその他必要な業務を行っているか			
第7条第3号	製造管理責任者は、製造、保管、出納並びに製造衛生管理 に関する記録により製造管理が適切に行われていることを 確認し、その結果を製造管理者に対して文書により報告し ているか			
第7条第4号	製造管理責任者は、製造、保管、出納並びに製造衛生管理に 関する記録を作成の日から3年間(有効期間の記載が義 務付けられている場合には有効期間+1年、生物由来 製品に係る製品である場合には有効期間+3年)保存している か			
	利の製造管理) 利の製造を行っていない製造所については、第7条の2及び第 ¹	7条0	か3の	欄は記載し
該当条文	項目	適	不適	備考
第7条の2	 生物学的製剤の製造業者等は、生物学的製剤に係る作業を行	うとう	きは、	次に掲げる

事項を厳守しているか

	第1	作業室内に除じん及び除菌をした空気を導入すると			
	号	ともに、作業室内の天井、壁面及び床面並びに作業			
		室内に設置されている作業台その他の設備及び器具			
		の表面の清掃及び消毒をしているか			
	第2	作業員以外の者が作業室に出入りすることを制限し			
	号	ているか			
	第3	病原微生物により汚染された物品又は機械器具は、			
	号	製造所の構内において、焼却又は消毒しているか			
	第4	作業員は、更衣場所においてその衣服及び履物を清			
	号	潔な作業用の衣服及び履物に交換し、作業中には清			
		潔な作業用の帽子及びマスクを着用しているか			
第7条の3	生物等	学的製剤の製造業者等は、次に掲げる生物学的製剤の製	造に位	使用す	る細胞及び
	微生物	めの株の取扱いに関する記録を作成の日 (当該細胞及び	当該征	微生物	を製造に使
	用する	るときは、製造に使用しなくなった日)から5年間保存し	てい	るか	
	第1	細胞又は株の名称(種類名を含む。)及びその由来			
	号				
	第2	受領先及び受領の年月日(分離した場合にあっては、			
	号	分離した年月日及び分離したときの記録)			
	第3	継代数、継代年月日及び継代方法			
	号				
	第4	継代中に生じた変化及びこれに対してとった処置			
	号				
	第5	生物学的性状及び毒力並びにこれらを検査した年月			
	号	日			
	第6	保存方法			
	号				
	第7	製造に使用したときは、その年月日並びに製造品名			
	号	及び製造番号			
	第8	その他参考となる事項			
	号				
(品質管理)					
該当条文		項 目	適	不適	備考
第8条	製造所	所ごとに適正な品質管理基準書を作成しているか 「ないるか」			
第9条第1号	品質管	管理責任者は次に掲げる業務を自ら行っているか又はあら	っかじ	め指定	 こした者に
ĺ	計画的	りかつ適切に行わせているか			
	イ原	原料及び製品についてはロットごとに、資材については			
	쇹	管理単位ごとに試験検査を行うのに必要な検体を適切			
		と採取しているか			

	検体採取記録を作成しているか			
	ロ 採取した検体についてロットごと又は管理単位ごとに適			
	切に試験検査を行っているか、また、他の機関を利用			
	する場合適切に行われているか			
	試験検査記録を作成しているか			
	ハ ロットごとに製品を所定の試験に必要な2倍以上の量を			
	参考品として製造日より3年間(有効期間の記載が義			
	務付けられている場合には有効期間+1年、生物由来			
	製品に係る製品である場合には有効期間+3年)適切			
	な保管条件の下で保管しているか			
	ニ 試験検査に関する設備及び器具の定期的な点検整			
	備を行っているか			
	試験検査の点検整備記録を作成しているか			
	ホ その他必要な業務を行っているか			
第9条第2号	試験検査結果の判定を行い、その結果を製造管理者及び製造			
	管理責任者に文書により報告しているか			
第9条第3号	試験検査に関する記録を記録の日から3年間(有効期間の			
	記載が 義務付けられている場合には有効期間+1年、生物由			
	来製品に係る製品である場合には有効期間+3年)保存し			
	ているか			
第10条第1項	あらかじめ指定された者は、製造管理及び品質管理の結果を			
第1号	適正に評価して製品の製造所からの出荷の可否の決定を行い			
	、その記録を作成しているか			
第10条第1項	出荷の可否に関する記録を記録の日から3年間(有効期間の			
第	記載が義務付けられている場合には有効期間+1年、生物			
2号	由来製品に係る製品である場合には有効期間+3年)保存			
	しているか			
第10条第4項	出荷の可否の決定が行われるまで製造所から製品が出荷され			
	ていないか			
(その他の製造	短管理及び品質管理に関する業務) 「			
該当条文	項目	適	不	備考
1 1 A	集小サゴングルン・立てよりが持ちれてので加力と目むとファナキナノをより、フ		適	
第11条	製造所ごとに適正な苦情処理の手順に関する文書を作成している			
	か 製造所ごとに適正な回収処理の手順に関する文書を作成している			
	表担別ことに適正な凹収処理の子順に関する文書を作成している か			
	製造所ごとに適正な自己点検の手順に関する文書を作成している			
	製造所ことに適比な自己点検の手順に関する人書を作成している か			
l	M*			

第12条第1号	製造管理者は、苦情処理の手順に関する文書に基づき、原因		
	を究明し、製造管理又は品質管理に関して改善が必要な場合、所		
	要の措置を講じているか		
第12条第2号	苦情の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した苦情処		
	理記録を作成し、作成の日から3年間(生物由来製品に係る		
	製品である場合には有効期間+3年)保存しているか		
第13条第1号	製造管理者は、回収処理の手順に関する文書に基づき、回収		
	に至った原因を究明し、製造管理又は品質管理に関して改善		
	が必要な場合 、所要の措置を講じているか		
第13条第2号	回収した医薬品を区分して一定期間保管し、適切に処理し		
	ているか		
第13条第3号	回収の内容、原因究明の結果及び改善措置その他必要な事項		
	を記載した回収処理記録を作成し、作成の日から3年間(
	生物由来製品に係る製品である場合には有効期間+3年		
)保存しているか		
第14条第1項	製造管理者は、手順に関する文書に基づき、製造管理及び品		
第1号	質管理について、定期的に自己点検を行っているか		
第14条第1項	製造管理者は、自己点検の結果の記録を作成し、作成の日		
第2号	から3年間保存しているか		
第14条第2項	自己点検の結果に基づき、製造管理又は品質管理に関して		
	改善が必要な場合、所要の措置を講じているか		
	措置の記録を作成し、作成の日から3年間(生物由来製品に		
	係る製品である場合には有効期間+3年)保存しているか		

チェック項目に該当しない場合には、備考欄に該当しない理由を記載すること。

第5条、第7条第1号、同条第2号ロ、同号ハ及び同号二:当該製造所において製造される全品目について適正に作成されていることを確認した場合には「全品目適」と、適正に作成されていない品目がある場合には「(不適である品目名)について不適」と記入した上、不適と判断した理由を記入しておくこと。